

措置」を講じたことになるとの政府見解（平成14年5月29日内閣委員会官房長官発言）が出されている。

- ⑤ 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）（以下「条例」という。）第9条第1項では、「実施機関は、オンライン結合（通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。」と規定されている。
- ⑥ 同条第2項では、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときに限り、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されている。
- ⑦ 住基ネットによる本人確認情報の提供は同条第1項に該当することにより、実施機関である熊本県知事から、同条第2項の規定に基づき平成14年7月15日付けで熊本県個人情報保護制度審議会に諮問されている。
- ⑧ この諮問を受けて、平成14年8月1日に同審議会が開催され、8月2日付けで「オンライン結合による本人確認情報の提供は適当であると判断する」旨の答申が出されている。
- ⑨ 請求人の主張する住基ネットに要する経費223,952千円は、熊本県における平成14年度「住民基本台帳ネットワークシステム整備事業」の当初予算額である。平成14年8月31日現在での執行済みの財務事務について、9月30日に監査を行ったが、財務会計法規上、適正に執行されていることが認められる。
- (2) 判断
- 以上のような事実関係に基づき、本件請求について、次のとおり判断する。
- ア 住基ネットが住民基本台帳法に違反するとの主張について
改正法附則第1条第2項の「所要の措置」については、(1)の④の政府見解にもあるように、当該措置が講じられていないとは認められない。また、熊本県知事は、施行された法令に従い事務を行う義務があり、住基ネットを稼働することは法令に基づいた事務の執行であって、特に違法性は認められない。
- イ 住基ネットが条例第9条のオンライン結合禁止規定に違反するとの主張について
条例第9条第1項の個人情報のオンライン結合禁止の例外として、同条第2項が設けられており、(1)の⑦、⑧のとおり、その手続きは適正に行われている。
- ウ 請求人が不当な支出と主張する住基ネットに要する経費について
請求人が不当な支出と主張する住基ネットに要する経費についても、(1)の⑨のとおり財務会計法規上の違法性は認められない。
- エ 以上のことから、請求人の主張は理由がないと認め、本件請求を棄却する。

